

「高利の借金の保証」事件

2015/01/22

次の事例について、下記の2つの問いに答えなさい。

201*年4月1日、Yは、AがXから600万円の借金をする際に保証人となってくれとAから頼まれて、Xとの間でAの債務をAと連帯して保証する旨の契約書に署名・捺印したが、Aの債務内容をしっかり確認していなかった。

翌年の3月2日にYはXから元本600万円の返還、1か月分の利息10万円と10か月分の遅延損害金150万円の支払いの合計760万円の請求を受けて驚いた。500万円の借金はAから聞いて覚悟していたが、非常に高利で合計額も700万円以上になっていたからである。急いで契約書をよく読んだところ、元本はたしかに600万円の確定額債務であるが、「利率20%で毎月10万円の利息を支払うこと、貸付期間は1年、ただし、1か月でも利息の支払いが遅ればAは期限の利益を失い全額の返還と共に遅延損害金を30%の利率で支払わなければならない」という趣旨の内容が金銭消費貸借契約書(Yはその末尾の保証文言に署名・捺印していた)には書かれていた。AはXに脅されて利息制限法に違反する高利で無理矢理に借金をさせられたようであるが、Xを怖がって取消しを主張する様子がない。

- (1) 現行法において、YはXからの請求を全部または一部拒めないか。
- (2) 仮に改正後の民法が本件に適用されるとすると、保証人の地位は現行法が適用される場合と比べてどういう点で改善されるか。